

人材養成の目的に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第1条第2項に基づき、本大学の学部、学科および教員養成課程の人材養成の目的と教育目標を定める。

(経済学部)

第2条 経済学部は、少人数による幅広く柔軟な人間教育を通じて、学生自らが設定した学習プログラムに基づきながら教職員とともに、初代学長黒正巖の「道理貫天地」の精神と響きあい応える人間の実学の土台を構築する事を第1の目標とする。そして、理論的学習と現場体験学習からなる系統的で専門的な実学教育を通じて、経済社会の歴史・理論・政策を学び、一人ひとりの学生が経済社会の受容的即創造的人間として成長し活動できるようになる事を第2の目標とする。こうした人間の実学教育により、企業社会・地域社会・国際社会に貢献する「経世済民」の志を持った人材を養成する。

- 2 経済学科は、現代経済の基本原則とグローバルな規模で急激に変化しつつある世界経済について、理論的学習と実習教育を通じて理解し、社会の各分野で活躍できる経済人を養成する。
- 3 地域政策学科は、国内・国際レベルでの地域に焦点を当てて、経済学を基礎としつつ現場体験学習を重視し、地域の問題を解決しうる政策を提起できる人材を養成する。

(経営学部)

第3条 経営学部は、経営と法の融合によって経営と法の両面に精通した市民・職業人を養成することを目標とする。

- 2 経営学科は、市民社会・ビジネス社会の一員としての基本的知識・ルールと実践的能力を身に付け、企業経営のみならず法律にも強い市民・職業人を育成する。
- 3 ビジネス法学科は、ビジネス社会の法化の進展をうけ、企業活動に不可欠となってきた法の基礎知識と運用能力を身に付け、経営にも強い市民・職業人を育成する。
- 4 2部経営学科は、様々な学習目的や動機をもった、幅広い年齢層のキャリア形成を支援することを軸にして、経営とビジネス法に関する基礎教育と資格取得を支援する。

(経営情報学部)

第4条 経営情報学部は、情報化・サービス経済化社会における人間の多様な側面(生活者、企業人、地球市民など)を理解し、それぞれの立場から社会に積極的にかかわっていけるような人材を育成することを目的とする。そのために、情報技術、コミュニケーション能力、現代ビジネス社会に関する基礎的な知識とその発展的な専門知識の習得をめざす。

- 2 ビジネス情報学科は、コンピュータを用いた多彩な体験型授業による実社会で役立つ情報技術の修得、ゼミナールにおけるきめ細かな指導による高度な専門性および探究心、問題解決能力の育成、実社会から求められている国語、情報、経理・財務、語学、ビジネス能力の育成により主体性、責任感、向上心を持ち、コンピュータが好きで新しいことに積極的にチャレンジする人材を育成する。
- 3 ファイナンス学科は、ファイナンスを中心とした企業活動を理解し、ITを活用したビジネス能

力の育成、インターネット利用を含む幅広いコミュニケーション能力の育成、問題発見・解決能力の育成、金融・財務・会計のスペシャリストとして活躍するための基礎能力の育成を目標として実務を重んじる行動力のある人材、ファイナンスを中心とした専門知識の習得に意欲的な人材、企業社会を動かしたり、その中心で活躍したいという意欲のある人材を養成する。

(情報社会学部)

第5条 情報社会学部では、現代社会の様々な問題を発見・分析・解決する能力のある人材を養成する。情報社会学部が学問対象とするのは、私たちが暮らす社会そのものであり、この社会で起きるさまざまな事象に多面的にアプローチすること、社会学をはじめ、経済学、情報学など諸領域の学習から、社会に対する幅広い視野と具体的な分析手法、そして問題を解決するための企画や発想力を養い、社会をリードする意欲のある人材を育成する。

(人間科学部)

第6条 人間科学部人間科学科は、人間を様々な角度から研究することを目標とする。人間の心や身体はどのようにはたらいているか、人間を取りまく社会や文化はどのように形成されているか、そして、その中に生きる人間とはどのような存在なのかを追究する。

人間について総合的・学際的に学ぶとともに、フィールドワークや体験型学習を通じて心理、身体、社会、文化について専門的に探究することによって、人とつながり、人をつなげる力を育成する。

(教員養成課程)

第7条 教員養成課程は、建学以来、多くの教員を養成してきた伝統を踏まえ、また新しいグローバル時代の社会的要請に応えるために教育基本法、学校教育法および本学の教育理念である「人間の実学」に基づき、「生きる力」や「確かな学力」を真に育むことのできる中等教育の教員養成を目指している。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て大学評議会が行う。

附則

この規程は、2008年7月4日に制定し、同日から施行する。

この規程は、2012年5月25日に改正し、2012年4月1日に遡って施行する。